

国が2020年度からの変更を通知

高卒求人票様式の改悪は撤回せよ

府高教、労働局と府教委に申し入れ

大阪府労働局は「新規高等学校卒業者を対象とする求人票様式の変更について」を府教委に5月9日付で通知し、2020年1月より、新規高卒者の求人票の様式を変更するとしました。その内容は「賃金から控除するもの」、「手取り額」、年間の昇給の回数、「採用・離職状況」、「賃金形態」といった進路選択にとって重要な項目が削除されるもので、これらは高校生や進路指導を行う学校現場に混乱や不利益が起これかねないものです。

項目削除となるもの（一部抜粋）

- ・「有給休暇」のうち「最大□□日」
- ・「賃金形態」のうち「日給・時給・年俸・その他の額」の「金額」欄
- ・毎月の賃金のうち、「賃金から控除するもの」「手取り額」
- ・昇給のうち、「年□回」
- ・「使用期間」のうち労働条件の文字列
- ・「採用、離職状況」欄（※「青少年雇用情報」に類似の記入欄あり）

この間、「高卒求人票の様式が変更になるとの通知が来たが理由の説明がない」「賃金の控除や手取り額など重要な個所が削除されているので不安」「高校生だけの判断では、入社後のミスマッチが起これかねない」「ブラック企業が就職希望者に都合の悪いことを隠せるのでは」という問い合わせ・意見が各職場から府高教へ寄せられています。これを受けて府高教は、5月30日付けで労働局、府教委に申し入れを行い、「今回の求人票様式の変更は、高校生と学校現場が混乱するものであり、生徒に不利益が出かねない」と撤回を求めました。

府高教の問い合わせに対し大阪労働局は「厚生労働省から各県労働局に通知がきたもので、特に項目の削除にたいする説明がなく、高校生や学校が混乱する内容であることは承知しており、問題性を認識している」として、府教委も「労働局を通じて、厚生労働省に説明と改善を求めている」としています。

府高教は全教を通じて厚生労働省に撤回を求めるとともに、さらに職場の意見・要求を集約し、現場の混乱や、生徒・教職員への不利益がないよう、全力で取り組みを強めます。

／＼ **みんなの力で要求実現！** あなたも府高教へ！ ／＼